

## 今治市都市再生協議会 事務局規程

(趣旨)

第1条 この規定は、今治市都市再生協議会規約第15条の規定に基づき、今治市都市再生協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事
- (2) 協議会の資料作成に関する事
- (3) 協議会の庶務に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局員は、今治市魅力都市創生課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関する事
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の事務に関する事
- (3) 物品及び現金の出納に関する事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事

(文書の取扱い)

第5条 協議会の文書には、記号及び番号を付すものとする。

- 2 前項の記号は「総魅再協」とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書の取扱いは、今治市における文書の取扱いの例により行うものとする。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、今治市における公印の取扱いの例により行うものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、協議会の事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規定は、令和7年8月19日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (mm)	用途	個数	管理者
今治市都市再生協議会会長の印	今 治 市 都 市 再 生 協 議 会 会 長 之 印	篆書	21×21	会長名をもって発する 文書	1	事務局長